<前回>修道制

(1)修道的宗教性の普遍性とキリスト教修道制の起源

- 1. 修道的な宗教生活は、キリスト教にかぎったものではなく、多くの宗教が共有する 生き方、生き方の伝統である。孤独な超人的な修行(独居)と共同的な修行(共住) 宗教学的(比較宗教学的)研究テーマ
- 2. ユダヤ教的伝統の再考: 死海文書・クムラン教団 (1947 年) の発見 祈り、禁欲、共同生活、善悪二元論的傾向(終末論、プラトニズム)という諸特徴。 洗礼者ヨハネの宗教集団
 - → 初期キリスト教徒の関係、とくにエルサレム教会の使徒集団
- 3. フィロンの著作(『瞑想的な生活について』)より エジプトのエッセネ派、テラペウタイ(治療者?)
- 4. 禁欲(アスケーゼ)の積極的意義
- 5. 宗教的生の形態としての修道
 - ・独居と共住(孤独と交わりの相補性)
 - ・使徒的生活(via apostolica)の理想
 - ・指導者のもとでの修養の意味

(2) キリスト教修道制の歴史的展開――古代から中世へ

- ・エジプト → 東方教会(正教) → 西方教会(カトリック)
- 7. エジプト

エジプトのアントニウス(251-356):キリスト教修道制の父 隠修士的形態から共住生活へ(パコミオス)

共同生活の規律とそれに対する服従、清貧

- 8. 東方修道制の伝統
- 9. 西方への修道制の展開
- (1) アウグスティヌス
- (2)アイルランド、学者の島

5世紀におけるパトリック (アイルランドの守護聖人) のアイルランド伝道。

6世紀より、修道制の発展。厳しい修行と学問の愛好。

ペレグリナティオ (異郷滞在、異郷遍歴):修道院長が修道院を突然譲り渡して、行き先も告げずに遠国に旅立つなどのパターン。魂の救いのために新しい故郷を求めるという贖罪的な意味を伴った禁欲的動機に基づく行為。

コルンバヌス(-615)のガリア伝道

『修道士規定』『共住生活規定』: アイルランド同様に厳格な会則。

(3) 西欧中世の修道制の展開

1. ベネディクト会則とグレゴリオス1世(590-604、修道士から教皇になった始めての人物)。モンテカッシーノ修道院(525) =ベネディクト修道会の設立。

『ベネディクト会則』(530/534、ただし原本は喪失)

修道生活の入門という意味。入門書としての優秀さ。

修道院の西欧的形態の確立。

2. クリュニー修道院(910-)

修道院の世俗化の進展に対する修道院改革運動(11世紀のグレゴリウス改革との関係は議論が分かれる)。『ベネディクト会則』の遵守。司教権を排除、修道院の強大な系列的組織化。マリア崇拝、荘厳さな典礼(音楽)

司教(祈る人)、戦士(戦う人)、労働者(働く人)の分離・分化。

聖職者の妻帯と聖職売買の禁止。

3. シトー会(1098-):クリュニー派修道士の規律弛緩への批判。『ベネディクト会則』の

厳格な遵守。清貧。クリュニーの中央集権的体制に比べ民主的な形態。『愛の憲章(カルタ・カリターティス)』

クレルヴォーのベルナール(-1153)の説教活動、異端に対応(アンリ派の異端を調査 し、正統信仰に引き戻す)

11世紀後半から12世紀にかけて、異端的民衆運動が西欧の各地に発生。一般の信徒集団の間にも、使徒的生活の理念が影響し、異端運動へと発展(教会の伝統的な教義や聖書解釈からの逸脱)。俗人たちの禁欲。

「キリストの貧者」、「リヨンの貧者」、カタリ派、ヴァルドー派。

行いの良くない司祭から秘蹟を受けることを拒む、教会内部での組織的・個人 的富裕化への批判。

 \downarrow

アルビジョア十字軍:1209-1229年。フランス王権の拡大。

4.13世紀の托鉢修道会

「教皇司教団によって承認されていたが、司教による制約を受けずに活動し、異端と闘い、新約聖書に含まれるイエス=キリストの模範と言葉を忠実に踏まえつつ、キリスト教圏、特に都市に定着しつつあった新たな社会をキリスト教の正統教義の中にとどめおくことを使命としていた。」(ル=ゴフ『中世と貨幣』253)

- ・ドミニコ会:弁舌と学問の修道士(異端の論駁、異端審問)、労働から学問へ、大学。
- ・フランシスコ会(小さな兄弟の修道会): 民衆の新しい宗教性を求める敬虔な運動を 教会的秩序の内部に取り戻す。『第一会則』(1221 年、マタイ 19.21、マタイ 10.9-10、マルコ 8.34 を三箇条とする。)、『1224 年の会則』。清貧。
- カルメル会、アウグスティヌス会

(4)修道制の諸問題

6. 使徒的生活とは何か。

労働、学問、説教。キリスト教的知識の担い手:司教/修道院/大学

- 7. 地上を生きる信仰者。キリスト教徒はいかに生きるべきか。
- 8. 妥協・退廃と改革、この反復

王・貴族などの封建勢力による保護

9. 宗教的生の普遍的現象・基本類型

個人と集団

集団的運動体の熱狂

個的経験の神秘的深み・敬虔さ → 近代世界へ。民衆の宗教性の問題

- (5) アッシジのフランチェスコ(1181-1226.10.3)
- 10. フランシスコ会(Ordo Fratrum Minorum)の創始者。
- 11. キリストに倣うという生き方(清貧に生きる)
 - ・十字架からの語りかける声、「フランチェスコよ、行って私の家を修理するのだ」。 荒れ果てた教会堂(サン・ダミアーノ教会)の修理

カトリック教会全体の、霊的な意味での再建

教皇権の絶頂期 (インノケンティウス三世 1198-1216) =危機

「貧しい人々は幸いである」

この言葉を実践すること → 貧しい人・ハンセン病患者と共に

- ・謙虚で愛に生きる。怒らない・不平を言わない。
- ・神の被造物としての自然
- 13. フランチェスコの信仰の遺産→時代を超えて、近代、現代へ
 - ・物質的な豊かさの中にあって、信仰的に生きる生き方。
 - ・信仰のことを聖職者にまかせるのではなく、信徒が自分の生活を信仰的に生きる。

5. 教皇と皇帝

- ・西欧中世のダイナミズム:内的要因としての政治
- ・権威と権力の相補性、あるいは上と下との照応関係 → 政治神学。
- ・温順な気候(11世紀から13世紀):西欧中世の発展期
- ・南原繁「国家の権力は神の権威によって承認せられ、基礎づけられることによって、初めて神的価値を担い、神の国に連なり得るのである。」「ローマ法王の位置は、他に宗教的=内面的要素に基づくとはいえ、畢竟、以上の権威を具体化したものであり、これを頂点として中世固有の「普遍的キリスト教社会」(respublica christiana)の全秩序が維持せられるのである。」(『国家と宗教』岩波文庫、109)

「宗教と道徳のみならず、学問と芸術に至るまで、一切の文化がかような絶対的権威のいかに厳格な統率のもとにに立たしめられたか。それは「教理(ドグマ)の支配」を意味し、良心の強制なくして可能ではない。」(111-112)

この中世理解は、19世紀から20世紀にかけて共有されたイメージであり、11世紀以降の封建制ヨーロッパ(ル=ゴフ)には一定程度妥当するかもしれない。しかし、これは中世全般の特徴と言えるか? どの程度まで?

(1) フランク王国と教皇

- 1. カロリング朝(ル=ゴフ、8 世紀から 10 世紀の「流産したヨーロッパ」)とキリスト 教
- ・カール・マルテル: 732 年、トゥール・ポワティエの戦い。ゲルマン社会のキリスト教化に努める。
- ・ピピン3世:ランゴバルド国王の攻撃から教皇ステファヌス2世を救援。教皇は王の戴 冠式を再度行い、ピピンとその二人の子に塗油。「ローマ人の保護者」の称号。
- ・カール大帝:ローマ教会を守護する西欧の皇帝。聖戦を貫徹し、カトリックのヨーロッパを拡大。グレゴリウス1世が構想したローマの守護者。レオ3世によって皇帝の冠、ローマ皇帝となる(800年12月25日)。キリスト教的な皇帝となる。
- 2. 神聖ローマ帝国へ。皇帝の圧倒的な優位。
- ・オットー1世 (912-73):神聖ローマ帝国の開祖。

塗油=皇帝の聖化、聖俗両面の最高位。ドイツや帝国における大司教や司教の選出に 関与(候補者のなかから選ぶ、あるいは自ら候補者を選ぶ)。国王が教会の頂点、宮廷が 教会の中心。

聖と俗が絡み合う体制=王国(帝国)教会制。国王は聖戦を行いうる。

 \downarrow

「オットー大帝の特許状」(926 年)。「ドイツ国王や神聖ローマ帝国のほうがローマ教皇よりも力の点で圧倒的に強く、威信の面でもより高かった」、「皇帝はキリストの代理人だったが、ローマ教皇はキリストの使徒である聖ペトロの代理人」(山内、51)

「彼らの聖戦は、それゆえ世俗的性格を強くもっていた」、「主導権はすべて彼らが握っていた。ローマ教皇は、ただ彼らの勝利を祈っていさえいればよい。そのような存在にすぎなかった。」(52)

「聖職者が武器を握ってはならないというのは当然の原則」、「だがその原則は、上級の 聖職者には必ずしも厳密に適用されなかった。」(54)

聖俗の未分化。

1

「このような状況のもとでは、十字軍は起こりようがなかった」、「カール大帝もオット 一大帝も、異教徒との戦いを自らの判断と決断で実行している。それは聖戦であるが、高 度の政治的判断に裏打ちされた戦いであった。宗教的動機と政治的動機が渾然一体と化し た戦いだった。しかし十字軍は、そうではなかった。」(54) 「十字軍が可能になるには、ローマ教皇権の強化が必要だった。」

*(2)グレゴリウス改革と教皇革命

3. フランスでは 10 世紀頃、王国の秩序が解体=王権が弱体化し、領主は自由農を隷属化させる (「新しく、厳しい領主制」) =封建革命。

三身分(聖職者、騎士、農民)の確保(1020年頃)。 祈る人戦う人の峻別。

10世紀後半から11世紀初頭。聖職者が武器を携帯し、妻もしくは妾をもち、聖職売買することは不正であるという意識の一般化。

キリスト教の浄化を求める教会刷新運動=皇帝権力の排除

4. グレゴリウス7世:

ラテラノ公会議(1059 年):「教皇選挙教令」と「聖職売買(シモニア)禁止令」。 皇帝の干渉を排除、シモニアおよびニコライズム(妻帯、性的放縦)の禁止。

5.「神の平和」運動(10世紀末に南フランスで始まった平和を求める運動。封建領主間の戦いが農民に大きな被害を与えたのに対して、司教を中心に、管区の人々を集めて平和集会を開き、神の前で平和を誓わせる)。

聖職者の武器の放棄、弱きものに暴力を振るわない約束。 聖職者から武器と世俗性を奪う。

(3) 叙任権闘争: 聖俗の抗争あるいは再編

6. 世俗権力から聖職者が土地財産そして聖職(司教職)をも授与される仕組み 腐敗の根源

教会の自由と世俗権力からの解放を求める教皇庁と対抗するドイツ皇帝

- 7. グレゴリウス改革
- 8.「カノッサの屈辱」の意味
- ・ドイツ皇帝ハインリヒ4世、ヴォルムスで帝国議会を開いて、グレゴリウスの教皇選出の無効を決議(1076年1月24日)
- グレゴリウス7世、ハインリヒ4世を破門(2月22日)
- ・ハインリヒはドイツ諸侯の支持を失う、対立皇帝擁立・自身の廃位の危機
- ・クリュニー修道院長ユーグに諫言を受け入れ、過ちを悔い破門解除を願う
- ・カノッサの屈辱(1077年1月28日から三日間) カノッサ城の城門前で、厳寒の中、みすぼらしい身なり・裸足で教皇の慈悲と赦しを乞
- 破門解除

うた。

- ・ハインリヒは誓約を破りローマへ進軍
- ・ドイツ諸侯の教皇から離反、ハインリヒ勢力を回復
- ・グレゴリウス、公会議でふたたびハインリヒを破門 (1080 年)、しかし諸侯はかえって 教皇の廃位を決した
- ・ハインリヒ、軍事的勝利
- ・ハインリヒ、対抗教皇クレメンス3世を選出
- ・グレゴリウス、サレルノに逃亡、死(1085年5月25日)

しかし、

S. Ashina

- ・グレゴリウスの死後、ハインリヒの権勢は短命。離反者が増え二人の実の息子に裏切られ、王冠を奪われる。孤独の中、死。
- 9.1122年。ヴォルムス協約によって、教会に司教選出と叙任の自由および十字架と指輪授与による叙任の権利を与え、皇帝には被選出者への牧杖による俗権の授与を認める。グレゴリウス改革の理念が貫かれる。

教皇は権威を高め、教会は世俗的な権力・富力を蓄積。その力は、13世紀初頭(インノケンティウス3世)において頂点。

(4) 十字軍とその射程

 \downarrow

10. 第一回十字軍:1096年。

ウルバヌス2世のプロパガンダ。

- ・ローマ教皇が「勇敢なる兵士たち」に呼びかける。呼びかけるのは皇帝ではなく、教皇。
- ・「汚染された聖地」の解放=浄化。キリスト教的浄化の思想。
- 11. 民衆の新しい宗教意識と連動。托鉢修道会の背景。

十字軍が呼び覚ました浄化思想は、異端運動として顕在化し、別の十字軍を呼び起こした。

あるいは、十字軍の変質(第4回十字軍、1202-04。コンスタンチノープルを占領しラ テン王国をたてた)。

「政治的安定化、農業・商業の回復・展開、都市、民衆、異端、修道制、グレゴリオス 改革」は、一つの運動、西欧中世の生成過程の中にある。

12.「十字軍といっても、実にさまざまな十字軍がある。それはパレスチナ以外にも送られている。」「パレスチナ以外の十字軍は、異端の討伐や異教徒の征服を実行した。」(山内、95)

「ヴェンデ十字軍」(北の異民族に対して)、「ヴォニア・エストニア十字軍」・・・

13.「ローマ教皇の呼びかけと贖宥状の発布という形式的要件を備えた「制度化された十字軍」は、一六世紀をもってほぼ終わる。」(156)「しかし「十字軍の思想」にもとづいて、異教徒や異端あるいは異人種に聖なる武力行使を行なうというスタイルや発想、集合意識は、そう簡単にはなくならない。」「それは、十字軍を否定したはずのプロテスタンティズムのほうに強く現れる。」(157)

ツヴィングリ、カルヴァン、ピューリタニズム(「聖者の軍隊」)、そしてアメリカへ。

<参考文献>

- 0. 南原繁『国家と宗教――ヨーロッパ精神史の研究』岩波文庫。
- 1. ジャック・ル=ゴフ『ヨーロッパは中世に誕生したのか?』藤原書店。
- 2. 池上俊一『儀礼と象徴の中世』岩波書店。
- 3. 山内進『十字軍の思想』ちくま新書。

『「正しい戦争」という思想』勁草書房。

「十字軍と「正戦」の思想」

(京都ユダヤ思想学会『京都ユダヤ思想』第8号、2017年、34-78頁)